
原著論文

調査報道のニュース生産過程に関する事例研究： 地方紙における「高知県庁闇融資問題報道」での編集 権に関わる編集者と記者の組織行動に着目して

A Case Study of News Production Process about Investigative Reporting: Organizational Behavior between Editors and Journalists about Editorial Rights on the Report of Kochi Prefectural Government Financing under Cover by Local Newspaper

キーワード：

調査報道，ニュース生産過程，内部的メディアの自由，組織行動，編集権

keyword：

investigative reporting, news production process, inner press freedom, organizational behavior, editorial rights

立教大学大学院経営学研究科 辻 和 洋
Graduate School of Business, Rikkyo university Kazuhiro TSUJI

立教大学 中 原 淳
Rikkyo university Jun NAKAHARA

要 約

本研究は2001年に新聞協会賞を受賞した高知新聞社「高知県庁闇融資問題報道」を事例に、調査報道のニュース生産過程を明らかにした事例研究である。取材のきっかけとなる情報をつかむ基礎的調査の段階から、発展的調査の段階を経て、第一報の記事化の準備の段階までを、記者のインタビュー調査によって明らかにした。とりわけ、日本のマスメディアが持つ構造的な問題の一つとして指摘されている編集権の問題に着目し、編集権を持つ編集幹部が、ニュース生産過程において記者にどのような影響を及ぼすのかを考察した。

研究の結果、記者が編集権を持つ幹部の介入を危惧して、情報管理を徹底し、取材対象者を慎重に選択したり、社内でも情報共有を行わなかったりするような行動が見られた。また、編集幹部が報道リスクを考え、記者に対して条件を提示、報道の先送り、代替案の提示といった介入を行ったことが明らかになった。それに対し、記者は報道することを強く促す上申、条件に対応、組織外の影響力の活用といった対応策を講じていた。

本研究では、地方紙の単一事例の検証かつ記者のみのインタビュー調査にとどまるものの、石川（2003）や花田（2013）が指摘するように、編集権が、記者の行うニュース生産過程に影響を及ぼしうる可能性があることが示唆された。代表性に課題があり、編集権の影響が事例固有のものであるかどうかは検証の余地が残されている。しかし、本研究により調査報道の質的・量的向上をもたらす上で、調査報道のニュース生産過程における記者の取材行為だけでなく、組織内における記者と編集者の相互行為にも着目する重要性が示された。

Abstract

This study identifies the news production process of investigative reporting at a local newspaper as a case study, which is the report of Kochi Prefectural government financing under cover by the Kochi shim-bun. It received the Japan Newspaper Publishers and Editors Association Prize in 2001. This study identifies the process from the phase of basic research that gets a clue for news and the phase of expansive research, to setting up the news first by interview to journalists.

Especially, this study focuses on an editorial right that is pointed out as structural problems for Japanese mass media, and discusses how the executives with editorial rights affect the news production process.

The findings are that the journalist made an effort to manage information, selected interviewees carefully and avoided sharing information in his company because of apprehensiveness of intervention by executives. Moreover, executives proposed some conditions, postponed reporting the news and presented an alternative plan because of the risk of reporting. On the other hand, journalists asserted executives to report, responded to the conditions which executives proposed and used the pressure outside of the organization.

This study is single case study and interviewed only journalists. However, this study found that editorial rights affect the news production process empirically as Ishikawa (2003) and Hanada (2013) pointed out. Further studies are needed in order to generalize. This findings suggest that it is important not only to focus on journalist's news gathering activities, but also to focus attention on interaction between reporters and editors in the organization for improvement of quality and quantity of investigative reporting.

1 はじめに

報道の大きな役割の一つに「権力監視機能」がある。権力監視機能とは、公的機関などの権力機構を監視する番犬（ウォッチドッグ）機能のことである。権力、特に政治権力の監視こそが、ジャーナリズムの真髄と言われる（谷口，2015）。

しかし、近年、報道による権力監視機能が衰えてきているとの見解がある。2013年に日本新聞協会加盟者の記者を対象に行われた「日本のジャーナリスト調査」（大井ら，2014）では、ジャーナリズムの役割の重要性について問うたところ、ジャーナリズムの「権力監視」機能にあたる「政治指導者を監視・調査する」（「とても重要である」：56.6%）という項目への回答の割合がもっとも高かった。にもかかわらず、ジャーナリズムが社会で果たしている機能に関する現状評価については、「政府発表の真実性の調査」（「果たしている」：4.0%）や、「複雑な問題に対する分析と解説」（「果たしている」：9.2%）、「議員・公務員・企業経営者等の活動の監視」（「果たしている」：15.7%）など、権力監視に関わる項目の評価が軒並み低かった。

花田（2016）は、権力監視に資するジャーナリズム機能が十分に発揮されにくい日本のメディアの構造的問題の一つとして、編集権の存在を指摘している。日本では、第二次世界大戦後の占領下で定式化された「新聞の編集に関する一切の権限は、経営管理者にあって、外部からであると内部からであるとを問わず、この権限へのあらゆる介入はこれを排除する」という考え方が、広くメディア企業に受け入れられ、いまだに大きな影響力を持ち続けている（石川，2000）。日本においては、ニュースの生産過程一切の権限が経営管理権に属する機能として位置づけられ、ジャーナリストがその権限に編集上、大きな制約を受ける。こうした構造的問題が、定式化した背景は2.6で後述する。

しかし、こうした問題を抱えながらも、日本の報道史のなかで、権力監視機能を果たし得る報道が全くなされていないわけではない。例えば、1988年に朝日新聞が、警察が内偵捜査を断念した企業と政治家の癒着を次々と明るみにし、竹下登内閣を総辞職するまでに追い込んだ「リクルート事件」、北海道警の裏金の実態を暴いた「北海道警裏金問題」（北海道新聞・2003年）、検察官が押収した資料に改ざんをしていた事実をスクープした「大阪地検特捜部主任検事証拠資料改ざん事件」（朝日新聞社・2010年）、徳洲会から猪瀬直樹・元東京都知事への5000万円提供の事実を追及した「徳洲会事件」（朝日新聞・2013年）、富山市議による政務活動費不正受給などを明るみにした「議会の不正追及」（北日本新聞・2016年）などがある。このような事例を挙げてみても、特にマスメディアが権力監視機能を果たす上で、最も有力なのが調査報道である（谷口，2015）。調査報道の定義は様々であるが、ここでは、当局者による「発表」に依拠することなく、独自の問題意識をもって、隠れている・隠されている事象を掘り起こし、報道すること（現代ジャーナリズム事典，2014）という定義を採用する。

権力監視機能の発揮を阻害する恐れのある編集権を持つ新聞社において、記者たちはどのように調査報道を成立させているのだろうか。そもそも、編集権が調査報道に影響を与えているのだろうか。与えているのであれば、どのような影響を与えているのだろうか。

日本における調査報道に関する研究はそれほど発展しておらず、回顧や口伝に学ぶ域を脱しきれていないという指摘がある（谷口，2015）。その理由はいくつか考えられるが、マスメディア組織の情報生産過程、なかでもニュースの取材・編集過程を直接に調査することの困難さ（大石・岩田・藤田，2000）や、マス・コミュニケーション研究における初期の問題意識が受容過程研究に集中した（早川・小川，1971）ことがあるだろう。

それゆえに、花田(2016)は、調査報道に関する実践事例の研究と経験の継承・蓄積・共有をし、日本独自の調査報道の方法論を磨くことが重要であると指摘している。実証的研究によって、日本における調査報道の生産過程を明らかにするとともに、編集権がいかに影響を与えているのかを検証することは、調査報道の質的、量的向上をもたらす上で一助となると考えられる。

先行研究では、後述するように、調査報道の生産過程は、組織外で展開される記者の取材過程を追うことが中心となっている。これは調査報道の核となる過程には間違いのないものの、日本の報道機関の編集権は経営側が掌握しており、ニュース生産過程の中で、経営陣による介入の余地が大きいと考えられるため、記者らの組織行動にも着目する必要がある。組織行動とは、組織の中の人間の行動を意味し、組織の中で起こるさまざまな人間の行動を科学的に理解しようとする学問分野である(金井・高橋, 2004)。主に経営学の分野で、モチベーション、コンフリクト、対人コミュニケーションなど多岐にわたるテーマで研究が行われている。

本研究では、権力監視機能に資する調査報道はいかにして報道されているかを検証するため、高知新聞社が2001年新聞協会賞を受賞した「高知県庁闇融資問題報道」を事例に、組織内における記者と編集者に着目し、調査報道のニュース生産過程における組織行動を明らかにすることを目的とする。なお、本研究は単一の事例を扱うため、一般化し得ない点において限界がある。

2 調査報道の先行研究

調査報道に関する研究は、調査報道の歴史的系譜を追った研究(Aucoin, 2007; Feldstein, 2006; Eduardo, 2012)、調査報道による大衆への影響に関する受容効果研究(Willnata&Weaver, 1998; Bensen&Mitchell, 1976; Protessら, 1991)などがあ

るが、本研究の類似研究としては、ニュース生産過程研究と呼ばれる研究群がある。本研究では、調査報道のニュース生産過程研究に着目して論じる。

2.1 調査報道のニュース生産過程の先行研究

調査報道のニュース生産過程は、一般的な報道と対比されて論じられることが多い。しかし、調査報道を行う記者は、一般的な報道を行う記者と別世界に存在しているわけではなく、実際には同じ人物であることもある(Harcup, 2015)。Northmore(2001)は、一般的な報道とは異なる調査報道の特徴について、①記者による調査であること、②読者や視聴者にとって重要なテーマであること、③公の場に隠された事案であること、という3つを挙げている。調査報道の核は、記者が主体的に仮説を立て、主要な情報源からの証拠を集め、分析し、仮説を根拠づけていくこと(Chua, 2015)であり、プレスリリースや会見の内容を基に正確に伝える報道とは異なる手法を取る。2.2~2.4では、複数の調査報道の事例から、実証的に考察された3つのニュース生産過程研究をレビューする。また、2.5では、国内の調査報道の文献をレビューする。

2.2 Ettema&Glasser(1985)のニュース生産過程

Ettema&Glasser(1985)は、CBSの調査報道チーム「I-Team」の記者らにインタビュー調査を行い、調査報道において、記者が情報を根拠づけていく過程を3つの段階に分けて明らかにした。

1段階目は、断片的な情報から完全な調査ができるものにする作業である。この段階では、定期的にチームでミーティングを行い、まとまりのない断片的ないくつもの情報の中から、記者らが他のメンバーに情報を売り込む。選定の基準は、現実性、取材の実現可能性、影響力などの観点から検討する。

2段階目は、根拠となる情報を収集し、価値付けしていく作業である。この段階では、記者らが

足を使って、積極的に情報を収集する。行政記録や専門家からの助言などを得る。書類、映像、証言など、証拠として重要度の高いものを順に集めていく。

3段階目は、記事を組み立て、評価する作業である。情報をジグソーパズルのようにはめ込んで一つの記事を構成する。相対する意見や主張に対して、単に並べるのではなく、善悪をはっきりとさせ、どちらかに重み付けをして報道する。

Ettma&Glasser (1985) の研究は、一般化を目指さない事例研究ではあるものの、記者が主体的に断片的な情報から確度の高い情報へと調査を重ねて発展させていく基本的な過程を示している。

2.3 Hunter (1997) のニュース生産過程

Hunter(1997) は、Ettma&Glasser(1985) よりも詳細な調査報道のニュース生産過程を示した。仮説を裏付けるための情報の収集は限りがないため、調査報道の生産過程で、記者の感情も揺れ動くと言主張する。取材過程で、憎悪、同情、嫌悪、感嘆、恐れなどの感情が生まれるとしている。こうしたことを踏まえて、次の過程を示している。

1つ目の段階は、認知である。記者は、ある情報から提示された調査のテーマとなる可能性に気付く。この段階では、そのテーマが価値のあるものかわからないが、潜在的な可能性を見出す必要がある。仮説を立てるところが出発点となる。

2つ目の段階は、基礎的な調査である。記者は仮説とは関係がない情報も収集する。これらの調査なしには、情報源から得られた情報の重要性は理解できない。また、重要でないと思っていた情報が、調査の手がかりになることに気が付くこともある。

3つ目の段階は、徹底した調査である。目撃情報や証言なども含めて膨大な情報を集める。この段階で、記者はこの記事の終着点はどこなのだろうかと、混乱したり落ち込んだりすることがある。ここで、記者は全体的なニュースの構図を意識し

始める。

4つ目の段階は、抵抗と検証である。真実が見えてくることで、予想以上に不正行為の残酷さや暴力的な決して喜ばしくない事実が出てくることがある。そうになると、記者は調査をすることに対し、心理的に抵抗感が生まれる。記者がその事実が正しいと自身を説得できること、法的に問題になることを避けること、恣意的に思われぬようにすることなどが必要である。

5つ目の段階は、構成と防衛である。調査で得た情報と記者の経験に基づいて、一貫性のあるストーリーとして記事を構成していくことが求められる。この段階での危険性は、記事を支持するような情報に縛られすぎることである。記事に矛盾するような要素は、記事の正当性を吟味する上で重要である。記者は記事で標的とした相手からの反撃に備えなければならない。記事に対する攻撃を想定して、記事の構成要素がどの情報から作成されたものかを明確にしておく必要がある。

Hunter (1997) は、記者の心理的傾向も詳細に捉え、ニュース生産過程におけるそれぞれの段階での記者の認知的な側面を描いているという点でユニークである。

2.4 Protesら (1991) のニュース生産過程

Protesら (1991) は、アメリカの報道機関の協力を得て詳細なインタビュー調査、参与観察を実施した。1981～1988年、政府が関わる詐欺や警察組織による暴行事件などを暴いた6つの調査報道の事例を取り上げ、その報道の共通したニュース生産過程を明らかにした。具体的には、調査に興味を持つ、概念化する、証拠を発展させる、記事化の準備をするという4つの段階があると述べている。

初めの段階としては、まず記者が調査に関心を持つという段階である。調査報道に至る情報は、信頼できる情報源からの情報提供から始まる「情報源発生型」と、記者の問題意識から始まる「記

者発生型」に分けられるとしている。

次の段階は、概念化するという段階である。記者が関心のあるテーマだと感じれば、リサーチをする意味を考える。何についての記事を書くかを、記者自身あるいは同僚たちと考える。劇的な出来事の可能性があるか、不正行為があると推測できるか、調査に資源を投資するように上司を説得できるか、という点が考慮される。

3つ目の段階は、証拠を発展させる段階である。記者がその日のうちで完結させる取材が多い一般的な報道とは異なり、調査報道はチームで数週間から数ヶ月単位で調査することが多い。また、一般的な報道は客観性を重視し、中立性が意識されるが、調査報道は不正行為を明らかにするための事実を追求する。この段階では、記者は外部の人物または団体と協力関係を構築する。政策形成者の内部告発者や利害関係のある団体などから情報を得ることがある。

4つ目の段階は、記事化の準備をするという段階である。調査が終わると、最初に情報の精査、報道のタイミングなどを考える必要がある。記事化の準備には、グラフィックアーティスト、ファクトチェッカー、コピーエディターらが参画する。

Protesら（1991）の研究においても、記者が主体的に断片的な情報から確度の高い情報へと調査を重ねて発展させていく基本的な調査報道のニュース生産過程はEttema&Glasser（1985）と類似するが、Protesら（1991）のユニークな点として、組織外のステークホルダーの協力関係を示している点である。証拠を裏付ける過程にあっては、権力側と見られている役所や警察組織の人間による内部告発が重要な情報源になることを明確に述べている。記者と情報源の關係に着目したChibnall（1975）は、質の高い情報を獲得するには、そのような情報を持っているポジションにいる情報源と戦略的に關係を構築できる記者の能力にかかっていると主張している。こうした記者の情報源との協力關係の形成が調査報道には求め

られることが考えられる。

2.5 国内におけるニュース生産過程

国内において調査報道のニュース生産過程を実証的に研究した論文は、管見の限り見当たらないが、記者らが回顧録として記述した文献がある。

新聞協会賞を受賞した「大阪地検特捜部主任検事証拠資料改ざん事件」（朝日新聞取材班・2010年）、「北海道警裏金問題」（北海道新聞取材班・2003年）を担当した記者らが報道後に書いた文献でも、「基礎調査」、「発展的調査」、「記事化の準備」と過程が進行していくことなど、海外の先行研究の事例と共通している。特筆すべきは一定取材が進んだ段階で、記者らが社内においてデスクや編集幹部らとの報道を巡って駆け引きが行われている場面が描かれている点である。こうした場面は海外の先行研究ではほとんど描かれていなかった。

例えば、「北海道警裏金問題」では、デスクが報道直前になると、新聞社の幹部に「振り上げた拳の下ろしかたがわからないんだろ。どうだ、俺にまかせないか。道警との橋渡しをしてやる」と道警との仲介を打診されていたり、編集局長から「君も組織人だったらわかるだろう」と言われて道警に謝罪するように指示されたりしたという記述があった。つまり、報道に際して相当な圧力があつたことがうかがえる。「大阪地検特捜部主任検事証拠資料改ざん事件」でも、部長が記者に対し、直接取材結果を聞き取っており、「首を縦に振らなければ記事の出稿は認められない」との記述があつた。

組織内において報道の意思決定が下されるという記者のニュース生産過程に大きな影響を与える重要な段階であると考えられるが、これらの文献では断片的な記述にとどまっており、詳述されていない。

2.6 内部的メディアの自由に関する影響

これまで先行研究を概観してきたが、これらの調査報道のニュース生産過程に関する研究は、過程における分け方や言葉の使い方がやや異なるものの、おおそ共通する過程としては、基礎調査、発展的調査、記事化の準備という一連の流れである。先行研究では、ニュース生産過程における記者の取材に関する行動、すなわち組織外の行動を検証した知見は一定の蓄積が見られたが、編集局内で繰り広げられる編集に関する行動、すなわち組織内の行動にはほとんど着目されていない。記者は、取材で情報をうまく入手したとしても、これらの過程を直線的に進展させているのではなく、組織内で上司や幹部らからさまざまな影響を受けながら、生産過程を経ていることが考えられる。

こと日本においては、1節で既述したように、編集権声明の問題が指摘されている。第二次大戦後の占領下の1948年、新聞の編集に関する権限の一切は、経営管理者にあって、外部からであると内部からであるとを問わず、この権限へのあらゆる介入はこれを排除するといった旨の声明が日本新聞協会から発表され、定式化された。つまり、基本的には編集権は経営者側が握っている。そのため、記事内容の編集を巡って経営者、編集者、記者らが複雑に絡み合う。当時の社会背景として、共産主義の台頭により、アメリカの民主化支援から冷戦下における共産主義排除への政策転換があり、それを反映する形で企業経営側が労働組合排除に動き出し、編集に関する権限は経営側で掌握する事態となった(林, 2016)。通常は、メディア企業では経営と編集を分離独立させ、経営側ではなく、記者たちに編集の自由を委ねるのが原則(林, 2016)であるにもかかわらず、未だに編集権声明は存在している。

このような問題が取り上げられる中で、記者の内部的メディアの自由に関する指摘が少なくない。報道機関の活動の自由を外部と内部で分けて考えることがある。外部的自由とは、報道機関の

国家に対する自由であり、内部的自由とは経営者に対する記者の自由を意味している。つまり、内部的メディアの自由は、記者や番組制作者が、メディアが果たすべき公共的な役割に協働する限りにおいて、分有することのできるメディアの自由を、専門的な職業者として行使することを意味している(石川, 2003)。

アメリカでは所有権、経営権の絶対性が貫徹されている。発行者と編集者の間に意見の違いが生じた場合、究極的には発行者が決定権限を持つものと考えられている(浜田, 1986)。つまり、経営者の究極的な権限が広く承認されており、その枠の中で編集の自律性が伝統的に尊重されているために、アメリカでは内部的メディアの自由の保護という議論はほとんど見られない。

一方、ドイツでは、第一次世界大戦後のワイマール共和国の時代から経営者と編集者の権限の範囲を労働協約で定めようという試みが続けられ、1960～1970年代にかけて編集者・記者の編集過程への参加を規定する「編集綱領」が策定されてきた(石川, 2000)。その他、フランスやイギリスでも記者の行動規範が定められている。欧州各国では、内部的メディアの自由を認める傾向にある。

各国各様ではあるが、編集権声明の問題を抱える日本では、内部的メディアの自由の度合いが低く、石川(2003)は、日本の記者や制作者が、職業的な使命感を持っていることを是認されるとしても、組織の上部から、また、外部から「圧力」が加えられた場合、どこまで自らの職業的な使命感に基づいた「自己決定」ができる状況にあるかどうかには大きな問題があると指摘している。また、北出(2010)は、記者は「プロフェッショナルの倫理」と「組織人の倫理」との衝突を内包し、自立性の実現は組織の内部に置いては実に困難な課題であると強調する。

とりわけ、調査報道は、会社側にとっては大きなリスクがあり、記者に対して「圧力」がかかりやすい。奥山(2016)は、調査報道は、手間ひ

まがかかり、報道機関にとっては無駄もコストも大きいと指摘している。取材対象者による嫌がらせや訴訟などがしばしば行われ、経営者にとって株主への配当を短期的に極大化することを最大の目的とする場合、高コストと高リスクである調査報道はなかなか正当化しづらいという。

このような日本の報道機関を取り巻く環境下で、記者の調査報道の生産過程において、組織内での記者と編集権を持つ経営陣の衝突や交渉などが少なからずあることが想像に難くない。

本稿では、調査報道のニュース生産過程における記者や編集者の組織行動はどのようなものかをリサーチクエスションとし、日本で実践された調査報道事例のニュース生産過程を実証的に明らかにしたい。

3 研究方法

本研究では、高知新聞社の「高知県庁闇融資問題」報道を事例として取り上げる。権力監視機能を果たしている調査報道の代表的な報道事例として、新聞協会賞を受賞した新聞社の調査報道事例の中から、事案内容を深く理解ができる記者の伝記、インタビュー記事など、記録が豊富にある事例を取り上げた。

この事例の取材に携わった記者2名を対象とし、メールにて調査協力の依頼を行った。2016年7月から8月にかけて、2名の記者に対し、別々にインタビュー調査を実施した。

インタビュー調査では、まず、研究倫理上の配慮として、インタビューイに対し、文書および口頭にて研究の趣旨を説明し、学会誌等での発表を行う旨が記述された研究誓約書に承諾することの同意を文書で得た。その後、事前に作成したインタビューガイドを参照しながら適宜質問する形で、半構造化インタビューを行った。調査報道の一連のニュース生産過程を把握するため、調査報道を始めるきっかけになったことから、その事案

を初めて報道するに至った第一報までの経緯を、時系列で話してもらうように促した。同時に、その間にどういう状況に直面し、報道を成立させるために何を考え、どのように行動したか、関わりのある人々とのやりとりなども話してもらった。そして、報道を成立させるまでの編集局内でのやりとりのなかで、重大な出来事などについても語ってもらい、「どのような苦労があったか」、「どのように工夫をしたか」「それ以降、それがどのような役割を果たしたか」などについて質問し、回答を得た。

インタビューは2名の記者で計4回行われた。回答時間は、1回あたり1時間～3時間程度で計5時間57分だった。インタビュー調査における回答は、調査回答者の了承を得て、ICレコーダーで録音した。得られたデータは、文字テキストとして起こした。文字起こししたインタビューデータを元に考察した。

また、この報道に関連する文献『黒い陽炎 県闇融資究明の記録』（高知新聞編集局取材班、2001）、『権力VS調査報道』（高田昌幸・小黒純、2011）と本研究3.1事例の概要、3.3基礎調査、3.4発展的調査、3.5記事化の準備で記述されたインタビューデータとの照合を行った。

インタビューで明らかになったニュース生産過程は、可能な限りにおいてEttema&Glasser (1985)、Hunter (1997)、Protersら (1991) の先行研究の視座を援用しながら、記述した。

3.1 事例の概要

1996年6月、高知県庁と中小企業総合事業団が協調融資として14億4000万円に上る無利子融資を行った縫製業の協業組合が倒産の危機に直面した。慌てた県は、県議会にも県民にも一切説明せず、この協業組合を救済するための県単独の融資制度要項をひそかにつくり、予算を流用して、計12億350万円を組合に直貸した。

高知新聞がこの情報をつかみ、2000年3月1

日に初めて報道した。取材のきっかけをつかんでから第一報まで約3年を費やした。

報道後、県議会は大もめした。県議会所管の常任委員会は「融資を打ち切れば協業組合は倒産する。そうなれば融資が回収できなくなる」という県側の抗弁に押され、条件付きで継続融資を含む予算案を可決した。しかし、その後、県警を所管する別の常任委員会で、この協業組合の本社用地の約9割が暴力団組長の所有地だったことが、調査を進めていた共産党議員によって暴露された。

それを受け、関連予算の無条件凍結を決議した県議会は、直ちに地方自治法100条に基づき調査権を付与される調査特別委員会、いわゆる百条委員会を設置した。百条委員会は、知事を含むこの問題に絡む人物を、完全公開で証人尋問した。その結果、地方自治法100条違反（証言拒否、出頭拒否、虚偽の陳述）の疑いで8人を告発することを決め、議決の上、議長が県警に告発の手続きを取った。さらに委員有志は、刑事訴訟法に基づき背任罪などで9人を告発した。

その後、告発を受けた高知県警による強制捜査が行われ、協業組合の代表理事ら4人が詐欺容疑で逮捕され、うち3人が起訴された。背任容疑では県の現職職員を含む5人が逮捕され、このうち元副知事、元商工労働部長、元商工政策課長の3人が起訴された。その後、元副知事、元商工労働部長、元商工政策課長は、懲役2年2ヶ月～1年6ヶ月の実刑判決が確定した。

この事件は、行政の公的融資をめぐる政策判断、行政の裁量権の是非を問う全国でも前例のない特異な事件であった。さらには、特定の団体や個人に対し、住民感覚では考えられない特別な便宜を図る行政の主体性のなさが浮かび上がる事件となった。

3.2 高知新聞社の概要

高知新聞社は明治37年に創刊し、高知県内新聞シェア86.5%（2015年6月現在）を占める県

紙である。本事例の報道当時、発行部数は、朝刊約23万3000部、夕刊約14万6000部だった。編集局は、取締役を兼ねる編集局長以下、約150名が所属していた。本事例の調査報道は、第一報まで、経済部のA記者（当時入社17年目）がほぼ一人で取材を行った。県庁の内部資料の入手や編集幹部との交渉の際、政治部のB記者（当時入社18年目）がサポートした。

3.3 基礎調査

A記者の語りによると、A記者は、3年来の付き合いで、情報源となっていた人物と定期的に面会していた。1997年春頃、その人物から面会の際に、高知県庁の職員が「僕は怖い……」と言っていたということを知ったという。A記者は、その人物に、もう少し詳細な話を聞いてみてほしいと頼んだ。後日、その人物から「南国市」、「縫製」などというキーワードを聞いた。A記者は「僕は怖い……」と話した県庁職員には取材を行わなかったため、この県庁職員は自らの発言が取材のきっかけになったことは気付いていないようだった。

A記者は、波長が合う人がいれば徹底的に付き合い合うことにしているという。相手が有益な情報を持っているか否かや、親しくなると得がありそうだという発想ではなく、波長が合うかどうかという点を重要視することが、結果として情報提供につながると考えていたという。

何でもしゃべってくれる人を何人つくれるかっていうことと、それから一歩進んで自分の代わりに「あいつはこんな情報があるから」と思って、調べてくれる人を何人、分身みたいな人を何人つくれるかなっていう。(A記者)

A記者は情報源となった人物と約3年かけて「分身」となるような関係構築を図ってきたが、たまたまその人物と面会した際に、高知県庁の職員が何かに恐れ、「僕は怖い……」と言って

いたという話をリークしてもらったという。

A記者は「縫製」「南国市」などというキーワードを手がかりに、過去の新聞記事を調べた。その中で、高知県南国市に縫製組合があることを知った。そこへ取材に行った経験のある同僚の記者にどういった業者だったかを尋ねると、「変な工場だった。近代的な建物なのに人があまりにも少ない」という答えが返ってきたという。縫製組合は、最先端の機械を取り揃えていたにもかかわらず、工場内は人が少なく、工場の稼働率も異様に低いように感じたという。

A記者はまず、縫製組合の工場を見に行っただけという。工場は近代的な外観で、1万7000平方メートルの敷地に鉄筋コンクリート二階建て、延べ床面積4400平方メートルであるにもかかわらず、工場周辺は寂寥感が漂っていたようだ。工場の女性従業員から話を聞くと、「雇った技術者はでたらめで何もしてない」と述べたという。

3.4 発展的調査

A記者の語りによると、A記者はリサーチの結果から何か問題をはらんでいる可能性があると感じ、ルーティンの業務をこなしながら、時間を見つけては取材をする日々を続けた。以前から懇意にしていた知人に取材をしたり、県庁の制度について調べたりした。A記者はこの段階では社内の誰にも相談せず、一人で時間を見つけては調査を続けたという。

僕一人でやってたんだよ。(中略) 情報共有とかしたら、多分突らないっていうのは本能的に思っている。(中略) いろんな難しい面があるけども、最終的に載せる前の段階まで少なくとも1人で持っていくっていうほうが、多分突るような気がしているんだよね (A記者)

このようにA記者は情報管理を徹底していた。

他の記者と情報共有するメリットよりも、情報が漏れて取材が妨害されるリスクを警戒していたという。「本能的に」と述べているが、過去に以下のような体験をしている。

書きそうだからどうする。だからそれはもう副知事が(新聞社の)局長なり呼んでっていう当然あると思うから。そういうのはよくあったんだよ。よくあって、本当に副知事の秘書が、Aがとんでもない取材をしてるとかって言って(新聞社の)政治部長に。(中略)(新聞社の)政治部長が聞いたらまた僕を呼んで、「お前こんなことしてるのか」っていうから、「してませんっ」って言って、また秘書に電話して怒ったりして、いろいろ厄介なんだよ。向こうはやっぱりできるだけいろんな方法で止めようとするし、やっぱり本気で止めようとしたら副知事が(新聞社の)現職部長呼んで。っていうことやるし、そうなったら動き止められちゃうから、「一切するな」みたいな。(A記者)

A記者は、実際にこれまでの取材でも県庁による圧力によって、社内の上司から取材を止められるような体験があったという。県庁が書かれない不祥事などの内容について、記者が取材していることが、早々に県庁幹部に知れると、取材を阻止するような行動をとられた。県庁と新聞社幹部とのつながりは深く、県幹部が新聞社を訪れ、報道しないように編集幹部を説得することがしばしばあったようである。それ故にA記者は、原稿を提出するまでは、できるだけ悟られないことが報道を成立させる上で重要であると考えていた。取材された内容を上司に報告するような県庁職員への取材はなるべく避け、上司に報告しない性格の県庁職員を見極め、別のテーマで取材をする傍らでこの問題について聞いていったという。

できるだけ分からないようにはしながらちょこちょこ回っていたような気がするんだよね。(中

略) ストレートに聞くのではなしに、ちょこちょこ行きながら、ケースバイケースでいろんな形で。

(中略) よくあるのは向こうが会議開いて「これはどうよ」と、よくあるのが新聞社に「ご説明したい」という形で(新聞社の)局長とかを呼んで、こういうことがあって取材をされたみたいだけど、誤解されたいけないので、説明しておきますって(新聞社の)局長・部長呼んで、(新聞社の)局長・部長がそこで納得しちゃってみたい。そうはならないようにっていうことは考えて。だからそういうことで、ばたばた走り回りそんなやつ所には聞きに行かないし。(A記者)

A記者は県庁職員への取材を繰り返した。少しづつこの事案に関連する人物を特定していき、1997年秋頃、県庁の局次長に取材した。A記者が局次長室の応接室で、「協業組合に極秘で融資したでしょう」と単刀直入に聞くと、「やった」という返事が返ってきたという。局次長は腹を決めたように、「『倒産すれば従業員が困る。肩入れすべきです』と副知事に言い、急ぎょ県が直接融資した。予算は流用した。財政当局は大反対だった」、「この手法は前々からやっている」と話したという。そして、「パワーアップ資金という制度要綱を作ってやった。制度要綱を作ってやったから一応法律的にはクリアしているという形を作って、誰にも見せる要綱ではなく闇の中で作ったもので、その闇の制度要綱に従って予算を流用した」と説明したという。さらに、「400人もの従業員がいる企業がつぶれるのはかつての造船不況以来。つぶせるわけがないでしょう」と強調した。しかし、融資した金額については明言しなかったという。

その後、A記者は複数の関連部署にも取材し、直接的な聞き方を避けながら、それとなく聞き出すように心がけたものの、公金の額すらもわからず、内容のあることはほとんど聞けなかったようである。

しかし、関連部署の部長のもとへ何度も通っているうちに、1997年の年末、関連部署の部長が根負けしたように、急にざら紙に「高度化資金14億4000万円、県単10億350万円、金融機関6億9000万円、計31億3000万円」と書き、それをA記者に手渡したという。

A記者はその数字の意味をすぐさま理解し、県単独で10億円を超える金額が闇で融資されていたことを知った。部長は「縫製工場の近代化の試金石だった」といい、「そのために高度化資金を貸し付けた。が、その審査が甘かった。政策意欲が先行しすぎてしまった」と話したという。この融資については「高度化を貸し付けて1年ちょっとで経営が危うくなった。銀行も相手にしてくれない。信用保証協会の保証を付けることができる状態でもない。当時、全工場で400人の従業員がいた。それをつぶせるか。つぶせない。で、直貸しをした。少し手を貸すことによって助かる、そう考えた」と、協業組合の工場が落成直後に資金ショートしたこと、金融機関に融資を頼みに行つて断られたことを明かしたようである。

協業組合は、県庁から14億4000万円を融資されていたが、早々に破綻したら、県に批判の矛先が向く。それを避けるために県が闇で融資を実行したという。A記者は取材を終え、部長室を出ながら「これで書ける」と確信した。

しかし、事件の筋道は見えたものの、細かな情報は収集しきれておらず、担当部署にそれとなく聞いたり、内部資料を入手したりした。A記者は、この事件の取材について、同僚の誰にも話しておらず、他の取材の合間に、一人でマイペースに取材を進めたため、かなりの時間を要したという。

3.5 記事化の準備

A記者の語りによると、1999年9月、A記者は原稿を書き、経済部長に提出した。A記者は、デスクでは記事化する判断ができない事案であると見込み、経済部長へ直接原稿を出したという。経

済部にはデスクが一人しかおらず、部長がデスク業務を兼ねている状況にあったため、部長に直接原稿を出すことは、不自然なことではなかったようである。経済部長が原稿の内容を見て、編集局長室へ駆け込み、編集局長、編集局次長、経済部長、政治部長ら編集幹部同士で話し合いが持たれた。協業組合の関連団体から大きな圧力を受ける恐れがあったり、県庁幹部と懇意にしている編集幹部がいたりして、紙面化するのをためらっていたという。そして、編集局長はA記者に対して、さまざまな条件を提示した。

いろいろそっからね半年間、いろんな条件が付くんだよ。条件を直接言ってくるのは、常に編集局長で、編集局長室によく呼ばれて……。一つは、関連団体のトップに仁義を切ってこい、挨拶してこいって言ったのかな。こういうの書きますって。(中略) もう一つは、やっぱり県側のコメントがあると。(A記者)

このように、編集局長らは、当事者である県庁と関連団体に事前に報道内容を通達し、反応をうかがうことで、できるだけ報道のリスクを減らそうとしたことが垣間見えたという。A記者はこうした条件に対して、抵抗する事なく、素直に対応しようと、取材を続けた。B記者が次のように述べている。

もっと詳しく人に当たれとか、もうちょっとここ詰めろとか、何やかんやいってこう、突き返されて、そこでもよくめげずにあいつ (A記者) は、分かりましたって、やったと思うんですけどね。(中略) とにかく書き直せって言われても、もうそこで短気起こさずに、分かりました、切れそうなこともあると思うけど、分かりましたって言って引き取って、また書き出しなおして、みたいな。それはもう、あきれるぐらい、僕があきれるぐらい、よくやるなと思うぐらい。粘り強かったです

よね。淡々と、ああ、分かりましたって。普通けんかしますよ。何言ってるんですか。これで十分、これ以上何が必要なんですか。僕だったらちょっと切れると思うんですけど。はい、分かりましたって言って書き直して、またぱつと出して。(B記者)

上司の要求っていうか、これは掲載できないぞっというふうには言わせない、っていうか。(中略) 掲載しない理由はない、というところまで粘っていたっていうか。(B記者)

A記者は、上司の要望に応え続けることで、紙面を獲得する努力を続けた。しかし、編集幹部はそれだけではなく、行政運営上の影響にも懸念を抱き、B記者の以下の語りのように、報道を先送りした。

確か、この年の、紙面化される前の年、(原稿の) 輪郭がこうできたときは、その年の12月に知事選挙があったはずなんです。あらかたこうできて、もう僕から見たらはっきりとして問題ないとコメント付ければね、っていう段階まで行ってたんですけど。「いや、知事選もあるし」みたいな。上にそんなこと言われたのは覚えてますね。どの程度の大きな問題になるのか、ならないのかは、当時は予想もつかなかったんですけど、選挙妨害的に取られてもいやだ、っていうふうに思ったのかもしれないですね。その上司は。それは決定的な理由じゃなかったと思うんですけど。(B記者)

A記者が経済部長に初めて原稿を提出した1999年9月から3ヶ月後には、高知県知事選挙が迫っていた。編集幹部はそれを理由に、紙面化するのを先送りにしたという。知事選挙が終われば報道を検討するという条件の下で、取材を継続させている。

また、編集幹部らは、A記者に対し、取材の継

続を認めている一方で、調査報道ではない形で報道をしてはどうかと提案したという。

編集局長に呼ばれて、これはその県議会か何かにこのネタを持ち込んで、議会で言ってもらって、それを取材して、報道するっていう形にできないかっていう。(A記者)

編集局長の提案は、新聞社の責任において独自で報道するスタイルである調査報道ではなく、議会の議題となっている問題を取り上げる通常の議会取材のスタイルで報道するというものであった。そのために、これまでの取材で得た闇融資に関する情報を県議会議員に提供して、議会で取り上げてもらえるように働きかけることが必要であった。議会主導で進行する事案であれば、新聞社独自の責任による報道ではなくなるため、リスクは回避できる。

3.6 心理的抵抗

A記者は、こうした編集幹部の対応に、半ば紙面化すること諦めかけていたという。これはHunter (1997) の心理的抵抗に類似する感情であり、新たな調査をして報道する意欲が落ちている。しかし、A記者の調査意欲の低下の原因はHunter (1997) のような調査事実の残酷さなどではなく、上層部の対応にあった。

僕はその、粘りがない人間で、もういいやみたいに思って、よその新聞社に持ち込もうかなとかも思ったんだけど。(中略) いろいろ考えて、こういうのが起きてるっていうことを知らせるのが大事だから、100歩譲って、党かどっかに質問してもらって書くっていうのも、それはありかなみたいなこと考えたりとかもしてるのはしてたんだけど。(中略) Bだよ。彼がいないと出せなかったようなもんで。(中略) (B記者が)出すべきだって言って。まあ暴れたと俺、思ってるんだけど。

本人は違うと言っているけど。とにかく出すべきだってことは言ってた。で、それで、だから、党に説明して質問させてみたいなこと言ってたのがごろっと変わってもう明日出ることになるぞってなってる。(A記者)

A記者は「原稿落とした段階で、そこから先は会社の問題。編集権というのが日本の新聞社にはあるから、正面衝突してもプラスにならない」として、「会社から言われたことをやる」ことに徹していたという。しかし、B記者が編集幹部に強く紙面化すべきだと主張した。

部長に言ったんですね。部長に対して、いや、もう出すべきだと。Aは、経済部の部長に(原稿を)出したけども、そのときの部長が、それは事が大きいというふうに思ったのか、編集局長室入ったっていうふうにあるでしょ。ほんで、政治部のマターにもなったということだと思えますけどね。(B記者)

A記者は、編集幹部の意向に強く反対の主張をしなかったが、B記者は、編集幹部らに「報道するべきだ」と強く主張した。また、主張の内容も、さまざまな工夫をした。

実はよその社も知ってますよと。県議会が開催されると、よそも書くかもしれませんよ、とか。あるいは、その議員も知ってるのがいたんで、表面化しますよと。時間の問題ですよ。今やっばり、第一報載せないと、横並びになりますよ、みたいなことを。(中略)とにかく、政治部の上司に、いや、もう、今出さないよ、ということ。そういうふうに言って、じゃあ、やろうかみたいな。そういうのは覚えてますね。(B記者)

3.7 組織外のステークホルダーとの協力

また、B記者は、紙面化を促す行動として、報

道前に議員に説明し、議会で大きく取り上げてもらい、問題が表面化するように働きかけたという。これはProressら（1991）の政策形成者との協力関係の構築に類似する行為である。

第一報が出る前の年のいつごろからか、ちょっと忘れたんですけど、やっぱり、議会でも、問題視してくれないと、問題視、取り上げてほしいっていうか、そういう思いはあったので、何人かの議員に、Aと。もちろん、説明役はAなんですけど、レクチャーっていうか、こういうその疑惑っていうか、あるんですよっていうのは、何人かの議員には話しましたね。（B記者）

政治批判、ある意味批判的っていうか、（県の）追及の側に立ってくれそうな（議員）、その辺の舞台回しみたいなのは僕がやったと思いますね。（B記者）

B記者は、有力議員や政党などの特色を見極め、戦略的に議員に働きかけて、報道に良い影響をもたらせようとする「舞台回し」を行ったという。当然ながら、報道後も議会で取り上げてもらうことで、反響は大きくなる。そして、それを材料にして、編集幹部を説得した。その結果、2000年3月1日朝刊社会面で初めてこの問題が報道されることとなった。

4 まとめ

4.1 結論

本事例の調査報道の生産過程の中では、記者が「発展的調査」の段階から編集権の存在を意識し、編集幹部の介入の恐れを意識した行動をとっていた。具体的には、情報管理である。事実の裏付けがとれる前の段階で、編集幹部に情報が入らないように、注意を払う行動であった。

記者が原稿を提出してからは、記者と取締役で

ある編集局長ら編集幹部が記事化を巡って、衝突する様子がうかがえた。編集幹部から条件提示、先送り、代替案の提示など、記者の編集の自律性を阻む行動が見られたが、A記者は途中までは編集局長らの指示に従い、原稿のリライトに対応するなどしていたものの、途中から抵抗することを諦めようとしていた。「原稿落とした段階で、そこから先は会社の問題。編集権というのが日本の新聞社にはあるから、正面衝突してもプラスにならない」という語りからも、編集権の存在によって記者のニュース生産過程に大きな影響を及ぼし、記事化を阻んでいる状況がうかがえる。

しかし、本事例においては記事化された大きな要因として、B記者の交渉力が挙げられるであろう。B記者は年次が1つ上の先輩であり、部署は異なっていたが、旧知の仲であった。交渉段階までA記者の取材過程を把握していなかったものの、これまでのA記者の実力や実績を認識していたからこそ、強く主張できたのではないだろうか。A記者とB記者の信頼関係も記事化に資する要素になった可能性がある。

また、B記者による組織外のステークホルダーとの協力は、組織外の影響力によって紙面化を促そうとする行動であった。報道する前に議員に、記事の内容を一定伝えることで、報道されたことを議会で取り上げてもらい、新たな政策に反映させるという事前の取引が、編集幹部に紙面化を促す材料となっていた。

この行動については、記者倫理な観点から見ると議論の余地がある。新聞労連が1997年に採択した「新聞人の良心宣言」には、「取材活動によって収集した情報を権力のために提供しない」と定められている（新聞労連、1997）。朝日新聞社の記者行動規範では、「取材先であっても、原稿や記事を掲載前に見せない。編集への介入を招いたり、他の取材先の信頼を損なったりする恐れがある」と明記されている（朝日新聞社、2006）。読売新聞社の記者行動規範でも「職務上知り得た情

報を報道以前に外部へ流したり、株式投資や不動産取引などに利用して経済的利益を得たりすることは許されない」とされている（読売新聞社、2001）。

しかし、Protesら（1991）の政策形成者との協力関係が示されているように、日本の報道現場でも、程度の差こそあれ、取材の中で情報を活用する場合があることがうかがえる。それは、権力の利益のためではなく、報道内容を社会に浸透させ、権力監視機能を高めるためであることがうかがえるが、行動自体を見れば倫理的には問題をはらんでいる可能性がある。本事例では、編集幹部らが編集権を行使し、記事を矮小化しようとする働きかけがあったことから、B記者は倫理的に問題があったとしても、ステークホルダーを巻き込み、組織外で既成事実を作っていく工夫が必要だった可能性がある。

本事例の特殊性として、A記者が所属する経済部のデスクがニュース生産過程に携わっていないことが挙げられる。一般的には、記者は所属部署のデスクに原稿を提出し、デスクが部長や編集局長らと交渉するが、A記者は17年目と年次が高く、ニュースの価値判断ができる能力があったことから、本事例は編集局長レベルでの意思決定が必要だと判断し、デスクを介さず、所属長である経済部長に直接原稿を出したという。人数が少なく、記者と部長や編集幹部との距離感が近い高知新聞社の環境がこのような行動を起こさせた可能性があることも留意すべき点であろう。

4.2 考察

多くの記者が、ジャーナリズムが果たすべき権力監視機能について十分に果たせていないと感じている状況にあって、本研究では、権力監視機能に資する調査報道を事例として取り上げ、特に日本メディアの問題として指摘される編集権が、生産過程の中でどのような影響を及ぼしうるのかを検証した。

本事例においては、取締役である編集局長らによる介入が少なからず行われ、記者の内部的メディアの自由を妨げる可能性が示唆された。記者の原稿のニュース価値を見極め、取捨選択する「門番」としての編集者の役割は、新聞紙面の質を担保する上では重要であり、原稿の内容を巡って、編集の一翼を担う編集局長が記者と対話をしながら調整するのは当然のことといえる。しかし、記者に明確な理由を提示することなく紙面化に逡巡したり、議員にリークするよう促したりする行為は、記者の原稿に対する過度な介入と言わざるを得ない。なぜなら、ジャーナリズムが担う権力監視機能を実現するといった新聞社の果たす役割に逆行する行為であるからである。記者がニュース生産過程において社外だけでなく社内にも取材内容が漏れ伝わることを警戒したり、原稿出稿後に編集幹部らに説得交渉を行ったりしているのは、過度な介入に抵抗するための行動である。逆に言えば、記者のこのような組織行動がなければ、調査報道は紙面化されにくくなる可能性がある。

記者という職業をプロフェッションと捉えたとき、記者の中で葛藤が生じる。それは、組織に由来する責任権限とプロフェッションから生まれる責任権限の潜在的な緊張関係である（Kornhauser, 1962）。

調査報道は、会社側にとっては大きなリスクがある。奥山（2016）は、調査報道のリスクを次のように指摘している。調査報道は、当局などの支えがなく、報道機関が全ての責任を負わなければならない。調査報道の対象となるのはたいがい有力な人物や組織であり、報道機関やその情報源への嫌がらせなど反撃が激烈となりがちである。名誉毀損などの理由で訴訟がしばしば起こされ、報道機関にとっては応訴の負担がとて大きい。取材源の秘匿という観点から法廷に提出できない証拠があるため、真実の報道であっても往々にして報道側が敗訴する。

奥山（2016）が指摘するようリスクに直面

した際、経営を担う立場の論理からすると、調査報道を回避しようとする意識が働くのは否めない。しかしながら、本事例では紆余曲折あったものの、高知新聞社は最終的にはリスクを抱えつつも、報道に踏み切った。

戦後の新聞に関わる諸制度の整備と運用にあたっては、報道の自由と新聞の公共性が常に意識されてきた。真実の追究は記者の責務である。新聞の監視機能が衰えると、権力のバランスは市民から強力な組織の方へ傾いていく(日本新聞協会, 2013)。こうした役割意識を持つ記者にとって、自己決定や自由裁量権を行使しえず、組織の一般的な規則に同調し、ルーティン化した手続きに従うことが重視されれば、記者が組織に対して疎外感を生み出しかねないであろう。

本研究は、地方紙の記者が行った調査報道一事例を元に、記者を対象にインタビュー調査調査を行い、記述したものである。ジャーナリズムの領域において、日本のマスメディアでは、新聞協会の編集権声明などが、内部的メディアの自由に大きな影響を与えているといった指摘がかねてからなされてきた。

このような指摘を元に、調査報道のニュース生産過程において、編集権がどのように影響を与え得るのかを検証した。本研究では、調査報道のニュース生産プロセスにおいて、記者や編集者の記事化を巡る組織行動が明らかになった。その結果、経営陣が掌握する編集権がニュース生産過程に与える影響が少なからずあり、ジャーナリズムの権力監視機能に資する調査報道を阻害することも起こり得るということがうかがえた。地方紙の単一事例の検証にとどまり、一般化するものではないものの、実証的に検証された先行研究はほとんど見当たらず、ニュース生産過程研究において、記事化を巡る組織内部の複雑な編集工程の一片を明らかにしたという点に本研究の意義がある。

代表性に課題があり、本研究での知見が事例固有であるかどうかは検証の余地が残されている。

事例研究の蓄積が求められる。また、経営者側からもインタビューを行うことや、傍証としてのインタビューを増やすなど、インタビューデータの信頼性、妥当性の検証を行った上で、重層的な記述として厚みを持たせることも必要である。これらは今後の課題としたい。

謝辞

本研究を進めるにあたって、多くのご支援をいただいた。本事例の取材を行った記者には長時間にわたり、インタビューに応じていただいた。東京大学大学院情報学環学際情報学府の先生、院生には貴重なご助言をいただいた。この場を借りて感謝を申し上げる。

参考文献

- 朝日新聞社 (2006) 「記者行動規範」, <<http://www.asahi.com/information/release/20061201b.html>> Accessed 2018, September 27
- 朝日新聞取材班 (2013) 『証拠改竄 特捜検事の犯罪』朝日新聞出版.
- Aucoin, J. L. (2007) *The evolution of American investigative journalism*. University of Missouri Press.
- Besen, S. M., & Mitchell, B. M. (1976) Watergate and Television An Economic Analysis. *Communication Research*, 3 (3), pp. 243-260.
- Chibnall, S. (1975) The crime reporter: A study in the production of commercial knowledge. *Sociology*, 9 (1), pp. 49-66.
- Chua, Y. T. (2015) Investigative Journalism as Academic Research Output? That Will be the Day. *Asia Pacific Media Educator*, 25(1), pp. 13-20.
- Ettema, J. S., Glasser, T. L. (1985) On the epistemology of investigative journalism. *Communication*, (8)2, pp. 183-206.

- Eduardo F. Rodriguez.(2012) Investigative Print Journalism in Spain (2005–2012) : Investigative reporters, their works and main features. *Textual & Visual Media* 5, pp. 89–114.
- Feldstein, M. (2006) A muckraking model in investigative reporting cycles in American history. *The Harvard International Journal of Press/Politics*, 11 (2), 105–120.
- 浜田純一 (1986) 「欧米各国にみる編集権問題 アメリカ」『新聞の編集権—欧米と日本にみる構造と実態—』日本新聞協会第八次新聞法制研究会.
- 花田達朗, 別府三奈子, 大塚一美, デービッド・E・カプラン (2016) 『調査報道ジャーナリズムの挑戦——市民社会と国際支援戦略』旬報社.
- 花田達朗, 大石泰彦, 西土彰一郎編 (2013) 『内部的メディアの自由』日本評論社.
- 早川善治郎, 小川肇 (1971) 「わが国のマス・コミ研究の現状について——日本型マス・コミ理論の成立」『放送学研究』第22号, pp. 5–46.
- Harcup, T. (2015). *Journalism: principles and practice*. Sage.
- 林香里 (2016) 「「マスコミ」の終焉, ジャーナリズム研究の革新」, 『日本コミュニケーション研究』44巻2号, pp. 121–133.
- 北海道新聞取材班 (2004) 『追及・北海道警「裏金」疑惑』講談社.
- Hunter, Mark Lee.(1997). *Journalisme d'investigation*. Paris: Presses Universitaires de France.
- 石川明 (2000) 「ドイツにおける「内部的プレスの自由」: ブランデンブルク州のプレス法の立法過程を中心に」『関西学院大学社会学部紀要』第87号, pp. 77–87.
- (2003) 「組織の中のジャーナリスト」花田達朗, 広井脩編『論争いま, ジャーナリスト教育』東京大学出版会.
- 伊藤高史 (2007) 「アジェンダビルディングとジャーナリズム研究」『慶応義塾大学メディア・コミュニケーション』第57号, pp. 133–144.
- 金井壽宏, 高橋潔 (2004) 『組織行動の考え方のひとを活かし組織力を高める9つのキーコンセプト』東洋経済新報社.
- 北出真紀恵 (2010) 「プロフェッショナルの条件: ジャーナリストを中心として」『東海学園大学研究紀要』第15号, pp. 121–137.
- 高知新聞編集局取材班 (2001) 『黒い陽炎 県閩融資究明の記録』高知新聞社.
- 日本新聞協会 (2013) 「新聞の公共性と役割〜私たちはこう考えます〜」, <https://www.press-net.or.jp/keigen/files/shimbun_koukyousei_yakuwari.pdf> Accessed 2018, May 24
- Northmore, D. (2001) Investigative reporting: why and how. *Richard Keeble, The Newspapers Handbook (third edition)*. London: Routledge, 183–193.
- 奥山俊宏 (2016) 「パナマ文書と調査報道ジャーナリスト連合一内部告発, 調査報道, 社会の反応, それらの連鎖—」『日本平和学会2016年度秋季研究集会報告レジュメ』日本平和学会.
- 大井眞二, 小川浩一, 小林義寛, 佐幸信介, 福田充, 山本賢二, 宮脇健 (2014). 「2013年版「日本のジャーナリスト調査」を読む: 日本のジャーナリズムの現在」『ジャーナリズム&メディア』日本大学法学部新聞学研究所紀要, 第7号, pp. 247–279.
- 大石裕, 岩田温, 藤田真文 (2000) 「地方紙のニュース制作過程—茨城新聞を事例として」『慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要』No. 50, pp. 65–86.
- 尾高邦雄 (1970) 『職業の倫理』中央公論社.
- Protess, D. L., Cook, F. L., Doppelt, J. C., Ettema, J. S., Gordon, M. T., Leff, D. R., Miller, P.(1991) *The journalism of outrage*. New York, Guilford.

新聞労連・現代ジャーナリズム研究会編 (1997)

『新聞人の良心宣言 言論・報道の自由をまもり、市民の知る権利に応えるために』新聞労連・現代ジャーナリズム研究会.

高田昌幸, 小黒純 (2011) 『権力VS調査報道』旬報社.

武田徹, 藤田真文, 山田健太監 (2014) 『現代ジャーナリズム事典』三省堂.

谷口将紀 (2015) 『政治とマスメディア』東京大学出版会.

Willnata, L., Weaver, D.H. (1998). Public Opinion on Investigative Reporting IN THE 1990s: Has Anything Changed Since the 1980s?. *Journalism & Mass Communication Quarterly*, vol 75(3)449-463.

W. Kornhauser (1962). *Scientist in industry*. Berkeley, CA: University of California Press.

読売新聞社 (2001) 「記者行動規範」, <<https://info.yomiuri.co.jp/group/stance/index.html>>- Accessed 2018, September 27